

横浜地方裁判所委員会（第13回）議事概要

1 日時

平成20年11月20日（木）午後2時～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 安倍嘉人，飯田久也，恵崎和則，木口信之，後藤ヨシ子，佐藤克洋，
関本利恵子，竹内正顯，土肥章大，中井國緒，野口宏幸，林義亮，
藤井清孝，山岸紀美江（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記
官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

4 議事

（1） 開会あいさつ

（2） 新任委員（藤井清孝）及び再任委員（林義亮）紹介

（3） オブザーバーの参加について

横浜弁護士会木村保夫弁護士及び横浜地方裁判所大島隆明裁判官がオブザー
バーとして参加することの承認を得た。

（4） 裁判員裁判の実施に向けた取組姿勢について説明

ア 木口委員から裁判員裁判の実施に向けた取組態勢について説明

（ア）はじめに

（イ）刑事部の人的物的態勢について

（ウ）模擬裁判について

（エ）その他の取組態勢について

（オ）小田原支部について

イ 渡部刑事首席書記官から裁判員候補者名簿の作成状況等について説明

(ア) 裁判員の選任手続の流れ

(イ) 裁判員候補者名簿の作成

(ウ) 裁判員候補者への通知及び調査票の送付

(エ) 裁判員候補者からの問い合わせへの対応

ウ 大島裁判官から辞退事由の検討状況について説明

(5) テーマについて (発言 ■委員長 ○委員 □オブザーバー ●事務担当者)

■ これから、御質問、御意見等を伺っていきたい。最初に裁判運営の関係、次に辞退事由あるいは名簿作成等の関係、最後にその他という順番で進めていきたい。まず、裁判運営に関し、主に弁護人としての活動について御意見あるいは御質問があれば、伺いたい。

○ 国選弁護人の弁護料をもう少し上げてもらえないかという話があったが、横浜弁護士会では、それについてどういう活動をしているのか。

□ 横浜弁護士会としては、活動はしていないと思う。今、被告人段階からの国選では、第1回期日に結審して次回判決という場合には8万円ぐらいの弁護料になる。起訴される前の被疑者国選の段階で弁護人になった場合も大体同じぐらいになるので、その2倍になる。裁判員裁判では、3日間連続の期日で、公判前整理手続も含めると、被疑者段階から付いて20万円ぐらいと言われている。日弁連としては、それを50万円ぐらいにして欲しいという希望だが、まだ決まっていない。まだ弁護料も決まっていない状況で、裁判員裁判の国選弁護人をやる弁護士を募集するという、非常に難しい作業をしていることになる。

■ 公判における弁護人の活動で、パワーポイントを使うなど工夫をしているということだが、傍聴された委員の方で、何か御感想等があれば伺いたい。

○ 検察官のパワーポイントのほうはかなり分かりやすかったというのが素

直な印象であり，やはり組織で対応しているところのほうが，作り方が先
にうまくなるのかと感じた。弁護人の方々は，字の羅列が多く，小さな字
で見にくかったという印象だった。弁護士も組織としてそういうものを作
るようなシステムがあれば，検察官に劣らないパワーポイントができるの
ではないかというのが率直な印象である。

- 初心者向けのパワーポイント研修から始め，中級までやったが，個々人
が考えて作るわけだから，結局，個々の弁護士がそういう技術を身につけ
ないといけないと思っている。
- 何回か模擬裁判を傍聴して，確かにパワーポイントというのは便利なも
のだと思うが，高齢の弁護士の方たちが，その技術を習得しなければなら
ないから裁判員裁判に参加しないということになってはいけない。オーバ
ーヘッドプロジェクターも用意されているので，手書きでも分かりやすい
プレゼンはできると思う。むしろ，手書きの方が何か訴えるものがあるか
もしれない。プレゼン技術として，あまりパワーポイントにこだわらない
方法も探っていただければと思う。
- 日弁連の研修でも，最近はある程度パワーポイントを使わずに，パネルに
手書きのものを張り，それを使ってしゃべるということもやっている。最
近はそちらのほうがいいという感じもあり，そういうことを中堅，ベテラ
ンの弁護士にも御案内し，パワーポイントというよりは中身だということ
を申し上げている。ただ，パワーポイント効果というか，最初のショック
が大きかったようで，なかなか理解されていない部分はあると思う。
- プレゼンソフトを使って，いろいろ分かりやすく説明するというのもい
いが，プレゼンソフトの画面というのは，瞬間，瞬間に消えていくので，
人の記憶，印象に持続性を持って残るものとして，紙ベースというのは，
人類の英知だと思う。先ほどボードの話が出たが，例えば犯行現場の見
取図であれば，その図面をボードに張り，審理の間，常時展示し，理解に

努めていただくほうが、瞬間的に消えるパワーポイントの画像より、はるかに持続性があると思う。一長一短あるなと思いながら見聞きしている。

■ パワーポイントか紙かという点について、裁判所から見て、模擬裁判のなかで裁判員役の方の反応はどうか。

○ 私が聞いた限りでは、やはり検察官のパワーポイントは比較的分かりやすいと言う方が多かった感じがする。ただ、初期の模擬裁判を見ていると、明らかにやり過ぎかなと思うものもあった。例えばパワーポイントに動きがあり、証拠にこんな動きがあったらどうかというものが随分あったが、最近はそういうことはなく、適切に使っているという感じがする。それなりに裁判員の方も分かりやすいと言う方が多い。それから、裁判員も人によると思うが、パワーポイント画面を印刷したもの、簡単に要約したものなど、手元に何かあったほうが良いと言う人が多い。

弁護人のパワーポイントについては、先ほどからお話があるように、やはり見にくく、慣れていないという印象がある。そして、次の模擬裁判になってもまた同じような状況であり、前の方の経験が引き継がれているのか疑問に思うこともある。弁護人のパワーポイントは分かりやすかったか聞いてみると、裁判員の方は、どうかなということを使う方が多いように感じる。

■ パワーポイントか紙かという観点では、パワーポイントを出すと同時に紙を配る方もいるようで、検察庁も弁護人も、そのような工夫をされていると思う。

○ いろいろなケースがあると思うが、パワーポイントを見てもらい、終わってから要約した紙を配り、評議のときにそれを使うというやり方が、今は多いようである。

■ お話は弁護人の活動についてだけでなく、分かりやすい審理についてのほうにも広がっているが、どのような角度からでも結構なので、審理の

実態について、何か御質問や御意見があれば伺いたい。

- 私は、模擬裁判のうちの特に評議の部分を見ました。模擬裁判に対して少しネガティブな感じを抱いていたが、評議を見ても、これなら結構、結果はいいのではないかと感じている。一方で、模擬裁判で裁判員をされた方は、もともと裁判とか法律という方面にかなり興味の強い方が多いのではないかとも思う。実際に裁判員裁判が始まれば、もっと普通の人が集まり、その中には、学生も含まれてくる。普段学生を相手にしていると、とても一日集中力が続くとは考えられない。若い弁護士の間で、裁判員裁判で6人の中に2人も学生が入ったらどうなるかというようなことは、話題になっているか。
- 年齢のことはあまり話題にならないが、自分が小学生のときの同級生で、あの人ができるかなというようなことはよく話題になる。文字など読んだこともなく、論理的に物事を考えるようなこともやったことがなく、机の前に座っていることも苦手な、あの人はできるかなというようなことは時々話題になる。
- 地裁委員の方で、1日あるいは2日続けて傍聴いただいた方もおられ、お疲れの具合というのはかなりのものかと拝察しているが、御感想や、例えば訴訟の場面がこうなれば少しは疲れが楽になるかなということが何かあれば伺いたい。
- 私は、今回は私的な用事で1日しか出られなかったが、以前フルに傍聴したことが1回ある。精神的にかなり疲れて、最初的时候は1箇月くらいの間は、模擬裁判のことを考えてしまい、考え足りなかったのではないかということを感じてしまった。多分、裁判員の方も、どうやって頭の中を整理していいか分からなかった方が随分いらっしゃった気がする。評議のときに重要なのが、9人が、今、何について話をするのか同じように考えることであり、裁判官には、そういう雰囲気醸成できるようなファシ

リテーションをしていただきたい。職業裁判官の方たちは、論理的に詰めることができるように訓練されているのだろうが、裁判員の人たちはそうではない。ボードなどを利用しながら、今、こんな話をしているということも書きつつ、評議を進めていただければという気がした。それからもう一つ、評議に入る前に、裁判員の人たちに、今感じていることをメモ用紙に書いてもらった上で進めるなど、みんなが一緒にできる討議の仕方を訓練してほしい。

- お話は既に評議のほうに広がっているが、前回の地裁委員会でも、裁判官の意識はしっかり変わるのだろうかという御指摘をいただき、その言葉を刑事部の裁判官たちは重く受け止め、今、研鑽を積んでいるさなかにあると理解している。

今、委員の方から評議はうまくいっているのではないかというお話をいただき、また別の委員の方からは、評議をよりよくするために、こんな工夫はどうかという御指摘を伺ったが、評議について、ほかに御意見または御質問があれば伺いたい。

- 模擬裁判を何回か見させていただき、評議においては、3人の裁判官の役割分担が必要であるということと、裁判官が、ある程度ナビゲートしていくという役割が、非常に大きいのではないかという気がした。確かに誘導してはいけないという大原則はあるだろうが、裁判員の方は、ナビゲートというか、整理というか、今何を考えなければいけないのかという方向づけを必要とし、求めていることを強く感じた。模擬裁判では随分整理をしているという印象はあるが、来年の5月以降、実際の裁判員裁判においても、同じように進むのかは、やや疑問に思う。模擬裁判で、ある程度意識されているとは思いますが、裁判官による方向づけに関して、どのようなお考えがあるか伺いたい。
- 御指摘いただいた点は、視覚障害者を入れた模擬裁判のことかと思うが、

それについては、率直に言って、いろいろ反省する点があった。今、どういう形で評議をやっていくかについて、裁判所の基本的な方向は、できるだけ公判前整理手続きの段階で、この事件のポイントはどこかということ、弁護士、検察官の両方で共通の認識を持ち、それを冒頭陳述や論告弁論にきちんと反映し、そこで出たところをきちんと順番に討議していけば、結論が出てくるというような形を理想としている。私の実施した模擬裁判では、そのような形にならずに、どちらの証言が信用できるかというだけの論告弁論になってしまった。従来のように、裁判所が、出てきた証拠の中からこういう点がポイントになるだろうということを示し、進めていくことになる、結局、当事者が活動したとと遊離して、裁判所が第三者の立場で出てきてしまう。それではまずいので、今申し上げたような方法に変わってきているが、それがなかなかうまくいかないというひとつの例である。今後、論告弁論をうまくかみ合わせて、それに基づいて検討していくというやり方で評議を進めたいと思っている。

ボードの利用について、いつもは、ボードにたくさん書いて、どんどんまとめていたが、今回、視覚障害者が入ったので、ボードを使うことをどう思われるかなというのが気になり、できるだけボードを使わずにできないかと考えたが、少し余計な気づかいをし過ぎたようで、その点は反省している。

- 公判前整理手続きで、この事件の問題点はこうであるとされているので、こういう点について評議をしましょうと、いろいろと整理しながらナビゲートしていくつもりではあるが、どうしてこういう順序で話をしていくのか、裁判員の方に分かっていたかかないと、なかなか話が進まないという場面があると思う。法律家だけで論点を整理し、それを裁判員の方にお話ししても、それを納得し、分かってもらうことは難しい。ほかの分野の方とのコミュニケーションがなかなか難しいということは、模擬裁判でも感

じることがある。我々裁判官は、そういう訓練をあまり受けたことがないので、ほかの分野の方とのコミュニケーションを、どうしていくかということが、今後のひとつの課題であると感じている。話をしていくと、結構貴重な経験をすることもある。我々としては、この事件はこれだけ話せばいいと思っけていても、それ以外の、この点はどうかということと言われることがあり、やはりその点は問題だったかなと考えることがないわけではない。あらかじめ決めた路線だけでいかない場合もあり、その辺のコミュニケーションの取り方は、これからの大事な課題だと思っけている。

- 私も傍聴してて時々感じることだが、裁判官がナビを意識してするようになると、裁判員の方たちは引いてしまい、裁判官に任せておけばいいという気になってしまうのではないかという懸念がある。今、各裁判体で行っている模擬裁判では、何かおっしゃってくださいという待ちの姿勢を意識して行っているという感じがする。ただ、やはりそれだけではうまくいかないというのは、御指摘があったところだと思っける。

また、裁判官3人の役割をもっと工夫してはどうかという御指摘があったが、ボードもひとつの方法であるし、発言する役割や、議事進行をだれがするかというところも、いろいろな試みをしている。そんなことも含めてお感じになったことがあれば、お聞かせいただきたい。

- 私は模擬裁判を傍聴しておらず、ビデオで拝見しただけだが、裁判員というのは本当の素人だから、まず全体の流れをつかむ必要があると思っける。審理の進め方を十分理解してもらい、それから、評議とは一体何かということを理解してもらう必要があると思っける。一般的には、討論に慣れていない人が結構多いであろうから、どなたか1人が、ある程度客観的な立場から司会をし、今こういうことを問題にして討論したいというナビゲーションあるいは解説を行い、常に論点を整理しておくということが必要ではないかと思っける。この裁判員制度では、むしろ法律論だけではなかなか問題解

決しないような点を大事にしたいということもあると思うので、裁判員が意見を出しやすい環境にしていきたい。私も医療の世界におり、自分たちの隠語とか業界語で話してしまい、なかなかうまくいかないことがあり、非常に難しいということをよく感じている。

- 私も区役所で市民の方の会議をたくさん持っているが、役所側はやさしい言葉で分かりやすく話すということを心がけていても、やはりこちらのペースで、どんどん進めてしまうことが多い。こちらが全くナビゲートしないと、議論に長い時間かかってしまうので、どこかで整理しながら進めなければ、限られた時間の中で結論を出していくことは非常に難しいということを経験上感じている。評議が役所の会議と違う点は、専門用語が多く、一般市民の方には分からないことが多い点だと思うので、今のところ分からない言葉などはありますかというように、定期的に質問の時間を設定していくことをしたほうがいいと思う。

それからもう一点、この裁判員制度で国民が一番心配しているのは、量刑を自分たちが出すという点だと思う。一般の方は、無期懲役とか刑務所に入るとか保護観察になるとか、そういう入所と出所後のシステムが多分お分かりにならないと思う。こういう事件だと過去にはこういう刑になりましたという参考資料は示しているのかもしれないが、その刑罰が実際更生するためのどのような刑罰なのかということがきちんとイメージできずに、5年だ、10年だ、無期懲役だ、執行猶予だというようなことを考えるのは、一般の方には分かりにくいのではないかと思う。そういうことを分かるようにすることが必要だと思っている。

- 量刑について、どんな工夫をしているか紹介していただきたい。
- 御趣旨は、実際に刑事処分を受けた場合に、その人がどういう処遇を受けるのか、受けた後どういうプロセスになるのかということが分からないと、量刑について話ができないのではないかということかと思うが、刑事

の裁判官はそのようなことについて知識を得る機会はあるが、刑務所等も見学に行ったりする機会があるが、外部の方にどこまできちんと説明できるかということになると、自覚して説明できるような準備をしなければいけないと考えている。現在は、刑務所の中で受刑者がどういう処遇を受けていて、どういうシステムがあるということを裁判官が勉強するということもしている。模擬裁判において、実際にはどのくらい服役するのか聞かれることが結構ある。無期懲役とは実際何年服役するのか、法律上は、何年になったら、あるいは刑期を3分の1受けたら仮釈放になり得ると書いてあるけれども、実際にはどうかということ聞かれることが結構あるので、それに答えられる準備をする必要があり、今、裁判官はそういう自覚を持ち、準備をしている段階だと思う。

- 量刑を何年にするかというところは、模擬裁判で裁判員の方は悩んでいるように思うが、補助的にどのような説明をしているか聞かせていただきたい。
- 制度趣旨が、国民の多様な意見を取り込むということなので、裁判所の量刑資料を示すときには、手がかりとしてお使いくださいということを示している。大体このくらいにすればいいのだなという、ある程度の感覚は持っていただけるが、例えば5年と6年では365日違うわけで、その差というのは非常に大きく、そういうことを自分たちが決めていいのだろうか、実際の事件だったらどうだろうかと悩む方が多いのが実情である。ただ、裁判員制度は裁判員が量刑まで含めて判断するものなので、そういう自覚を持っていただき、こちらでもできるだけ多くの情報を提供した上で決めていただくことになる。以前私が担当した模擬裁判では、無期懲役と有期懲役では、実際の扱いがどのくらい違うのか、無期懲役の人が実際仮釈放になるのは、法律上は10年とされているが、そんな人は1人もおらず、実態がどうなっているのかということすべて説明し、また、ほかの模擬

裁判では、その後の保護観察について、どういうことをやるのかということとを説明している。量刑の年数だけではなく、プロセスについて説明し、そういう全部の情報を踏まえて判断していただくという形でやっている。それでも心の負担感というのはどうしても取れないという御意見が強い。

- 裁判官の役割分担ということに関してお聞かせいただきたい。模擬裁判に参加された方が一番よくおっしゃるのは、分からないということをお願いにくいということである。つまり、これは私だけが分からないことで、ほかの方は分かっているのではないかと思ってしまい、これが分からないという話がしづらいという意見をおっしゃる方が何人かいた。例えば、裁判官の3人のうち1人が、分からないことは必ず答えるから、遠慮なく質問するようにと声をかけるとか、休憩時に、さっきの話が分からなかったの、どういう意味なんですかと裁判官に質問することはできるのか。分からない状態で進んでしまうということは、最終的な量刑を決める上でも非常に危険と思うので、お聞かせいただきたい。
- もちろん休憩のときに、自由に聞いていただくことは、していただきたいし、何が分からないかを率直に言っていただけるような、聞きやすい雰囲気を作るということが、裁判官の一番大事な役目であり、今後我々が一番に考えなければならないことである。また、評議を離れた場で、例えば休憩の場で聞いていただくような場合には、左陪席と称している3人の裁判官のなかで一番若く、気軽に聞きやすいと思われる立場の者がおりますので、そういう者が説明役としての役割ができるようになるのがいいと思っている。
- 模擬裁判を見られた方は、20分くらいの休憩が何度もあるので、休憩の時間がたくさんあると思った方がいるかもしれない。なぜ休憩を入れるのかというと、質問を受けることを目的としている。今までのところで分からなかった点がないかお聞きし、評議の場でも、疑問や意見を言って構

わないということを，1日目から最終の評議までの間に，何回も雑談を含めて話をして，言いやすい雰囲気を作っていくというのが，今の裁判所の評議に向けたやり方である。実際の裁判員裁判でも，ものを言いやすい雰囲気作りというものを，いろいろな場面で考えていきたい。また，審理の際に，裁判所からの質問の前に休憩を入れるのも同じ理由であり，裁判員が何か質問したいことがないか聞き出すために，5分なり10分なりの休憩を入れることも試みている。

- 評議のときは，3人の裁判官と6人の裁判員の方たちは，お昼なども含め，ずっと一緒に過ごすのか。
- 裁判体それぞれのやり方があるが，基本的には，休憩時間も含めて，ずっと一緒に過ごすことが多いのではないかと思う。
- 私は，最初の1日目の昼食会するときだけは必ず最後まで一緒に過ごすが，そのほかは，3人のうちのだれか1人が残り，いつでも質問を受けられるような状態にし，あまり窮屈にならないように，適宜出たり入ったりするという形にしている。
- 選任手続のときに，あれだけ丁寧な言葉を使った質問に対して，的確に答えられない方が随分いらっしゃったような記憶を持っている。年を取ると早く話されても理解ができない。ゆっくり，大きな声で話をしていただかないと聞き取ることができないので，その点を御注意いただきたい。また，人前で話すことが全くできない方は多いと思う。まして裁判員になったときに，普通の精神状態ではないと思うので，そこでものが言えるということは，大変な努力がいる。質問の理解ができないということと発言ができないということ，その辺をどうするのかずっと心配していた。

それから，選任手続の段階での辞退について，国民の義務として受け止めれば，協力するべきではないか。辞退の理由をあまり数多くすると，それが緩んでしまい，逃れることができるという方便に使われるのではない

かと考えている。私は、辞退事由をなるべく少なくしたほうがいいのではないかと思うが、辞退が認められる事由について、もう話合いがついて認められたということか。

- 先ほど、呼出取消になるのではないかと御説明した、修学旅行とか、来年の2月ころに3年生の担任になっているという例は、裁判官の検討チームの中で検討した結果、こういう事情であれば、それは仕方ないであろうという意見が多かった。そして、判断が微妙なものとして、最後に2つほど事例を挙げたが、これは、人によっては考え方が分かれるのではないかとということで紹介させていただいた。
- 先ほど事例を3つ挙げ、これは大体辞退を認める方向だという御説明をしたが、そのような事案であっても、認めることにはもっと慎重であった方がよいという受け止め方をされたということか、補足されることがあれば伺いたい。
- 港湾関係から御意見が出たのではないかと思うが、企業であれば、いろいろな部分の経費の負担があり、トータルで考えたときに、船舶の岸壁使用料が高いからといって企業が成り立たないわけではないので、そういう事例を取り上げたらきりがないのではないか。辞退の事例を少なくした方がよいという考えである。また、一度辞退が認められたら、何年も当たらないということではなく、時期をずらすなどということとはできないのか。
- 呼出取消という形で辞退を認めた場合は、都合が悪いということであり、まだその名簿の中に残っている。他方で、いったん選任された人は、もうやっていただいたわけだから、当分の間は絶対当たらないということになり、そこは明らかに差が出てくる。
- 来年、最初の呼出状を出すときには、辞退されることを見込んで出すということか。
- そうということになる。最低限6人いればいいが、例えば予備の方を1人

入れれば7人、弁護士と検察官がそれぞれ4人まで不選任とすることができるといふ制度があるので、それも含めると十数人が必要になる。最初のうちは、どの程度辞退事由のある方がいるのか、あるいは無断で出頭しない方がどの程度いるのか、それを見込んで、1つの事件で50人くらい呼び出さざるを得ないと考えている。実際に始まってから、どの程度人が集まるか、どの程度辞退事由があるかということを見極めて、数を調整していくことになると思う。

- 港湾関係の方たちは、10年、20年、30年と同じ仕事をしているから、この職業については、辞退が認められるということになるということであるが、職業においての特異性はあまり出さないほうがいいのではないかと思う。
- 先ほど御紹介した3つの事例については、ある程度方向性を持った意見をお示ししたが、4番目の事例、5番目の事例は、クエスチョンマークのまま取り上げている。辞退を認めるかどうかについて、ほかの委員の方から何か御意見があればお聞かせいただきたい。
- いわゆる思想信条で辞退したいという方がいた場合、格別の理由をつけずに手続ではじくという考えか。それからもう一つ、取調べの可視化について、全部見せるか、部分的に見せるかということで、いろいろ議論になっているが、私は、限られた事件は、基本的には全て見せたほうがよいのではないかという気がするが、その辺はどうか。
- 思想信条については、もともと、裁判員はいろいろな思想信条を持った人が入ってくることを予定しているのだから、それだけで辞退を認めるということにはならないと思う。ただ、例えば、宗教上の理由などで、死刑ということ自分を言わなければならない立場になったときに、精神的な負担に耐えられない、PTSDのような状態になってしまうおそれがあるという場合には、辞退につきどうするかという問題になるが、自分は処罰につ

いてこういう考えを持っているという程度のことでは、辞退を認めることにはならないと思う。

- 思想信条といっても、いろいろな問題があると思うが、およそ裁判というものに加わらないという思想信条ということでは、なかなか認めがたい。死刑が問題になるような事件の判断はできないという個別的な思想信条の問題になってきた場合にどうかということになるが、そういう判断をした場合に、非常に大きな精神上の障害が出るという方については、辞退を認めることを考える余地がある。もう一つは、自分はいくまでも死刑というものは認められない、どういう事件が来ても自分は死刑という判断はしないという立場を決めているという人について、それは法律に従って判断をしないと言っているのと等しいのではないかという議論はあり得る。私はアメリカに行ったときに、現に死刑が問題になる事件の陪審員審理を見たことがあるが、陪審員は事実問題だけに関わるものだが、死刑にするかどうかということは陪審員が決めることになっており、冒頭で当事者が陪審員の候補者に、あなたは死刑の判断ができますかということを知っている。アメリカではそれは聞いてもいいと考えられており、日本の場合には裁判長が聞くことになるわけだが、そこについては考え方、議論がかなりあるところだろうと思う。これは統一して決めるという問題ではないが、そういう議論がある状況だというように理解している。

- 可視化について、何かあれば伺いたい。
- 可視化という言葉は、取調べの録音・録画ということとは全く別の話になる。捜査段階で得られた自白が、強制や脅迫等に左右されて、任意になされたものでないときには、任意性が認められず、証拠としては使えないが、そういう自白であったのかどうかということが争われた場合に、従来は、取調べに当たった検察官や警察の捜査員が呼ばれ、法廷で証言をする。ところが被告人の話を聞いてみると、いろいろなことを言われて、脅され

てしゃべったんだと証言する場合に、どちらが正しいのか、双方の言い分を聞きながら裁判官が判断していた。しかし、その任意性の判断は難しく、それを裁判員の方に期待するというのは、もちろん難しいことである。裁判官からも、なかなか難しいということは、従来から指摘されていた。裁判員裁判を迅速に行うためには、その部分を延々とやるわけにはいかないので、任意性をコンパクトに立証する方法として、取調べの録音・録画という手法を持ち込むということになった。これが取調べの録音・録画ということであり、取調べの可視化というのとは全く別の話である。取調べを録音・録画した内容、つまり、録音・録画の中でしゃべっていることについては、犯人性を認めるとか、犯意を認めるとか、動機についてはこのように言っているから動機を認めるというように、実質証拠としては使わず、あくまでも取調べのときに任意にしゃべった、自白したということの立証として使う程度にとどめようということになっている。

先ほどの可視化についての御質問が、すべての事件について、すべての取調べを一から十まで全部録音・録画して、オープンにするほうがいいのではないかという方向で聞かれているのであれば、それは一国の刑事司法の中の捜査手法全般と関わってくる。例えば、今日本では認められていない司法取引が認められるとか、潜入捜査とあって、捜査員が犯罪組織の中に潜り込み、長期間潜入して、いろいろな成果物を得て、それを法廷での証拠として使うとか、あるいは通信傍受をさらに拡大して、もっと制約を解いて幅広く行うとか、そういう自白を得る以外の捜査手段が幅広く立法化されて制度化された場合にはいいのかもしれないが、取調べを受けているときに、常時カメラが回り、一から十まで全部撮られているという状況ではしゃべりにくいということが現実にはあり、それによって、自白を得られず、事件の立件ができない、ひいては法秩序の維持ができないということになった場合、果たして日本の国民は納得するのかという問題もある。

そのような大きな背景のもとに、立法論としていろいろ議論されていかなければいけない問題であると思っている。先ほど御説明した裁判員裁判対象事件についての取調べの録音・録画の問題とは全く別の問題だと理解している。

- 私は少数派かもしれないが、裁判員の辞退理由というのは分かるが、辞退理由がなければ辞退できないのかということが、少し気になっている。国政に参加するために選挙権が与えられていて、それに投票するか投票しないかは自分が決めることである。裁判員になる場合は、抽選で選ばれてくる段階は自分の意思ではなく、その次の質問票で初めて自分の意見を言うわけだが、自分が裁判に参加するよりは、今の自分のことのほうが大事だと自己の中で判断したのであれば、それを尊重してもいいのではないかと思う。呼ばれた人たち全員がそうしてしまったら成り立たなくなってしまうが、そうしたら、この制度をもう一度考え直さなければならないという気がする。辞退の理由を羅列したり、決めておくというのではなく、現状では、自分は裁判に行くよりもボランティア活動のほうが重要だと思った人は、どうぞと言ってあげるというのも選択肢ではないかと思う。裁判員の方に模擬裁判を終えた感想を聞くと、ほとんどの方が非常に貴重な経験をしましたとおっしゃった。それが広がっていったとき、初めて辞退者が少なくなっていくのではないかという気がするので、初めから辞退理由をきちんと決めなくてもいいと思う。
- 辞退理由として介護と養育、付き添いの場合が例として挙げられており、辞退の選択もひとつだが、介護とか養育が絡んだ事件もあるのだから、そういう人たちの声を幅広く聞くため、裁判員として出られる環境整備をぜひ考えていただきたい。
- その点については、現在、県や市、区といろいろ相談させていただいている。幼い子どもさんの保育の関係、あるいは介護の関係などバックアッ

プ体制を整えるべく、いろいろ打合せをさせていただいている最中であり、そのようなことは十分、問題意識として持っているとお申し上げたい。

いろいろと御意見を伺っていくと、どのように裁判員裁判を行っていくのか、いろいろな価値観の中で、難しい道を歩んでいくことになるのかと思う。裁判所としてどうあるべきかということをお真剣に考え、今日の御意見等も踏まえながら、6箇月先の実施に向け、さらに準備を進めていきたいと思っている。また、検察庁、弁護士会とも意見交換をさらに重ねて、十分詰めた上でまずスタートさせる。スタートした上で、さらにまた検証しながら、よりよい方向を目指して研究、研鑽を積んでいきたいと考えている。

意見交換は以上とさせていただくが、前回御指摘があった法廷等の裁判官名の表示等について、民事首席書記官から簡単に説明していただきたい。

- 前回、事件名や裁判官名を大きな文字で掲示してはどうかという御指摘をいただいた。掲示スペースの関係で、事件表示と裁判官名すべてを大きな文字で掲示することは難しいが、できるところから改めようということになり、まず裁判官名と書記官名について、横浜地方裁判所管内のすべての裁判所の法廷で、大きな文字で掲示するように改めた。

なお、川崎支部と川崎簡易裁判所については、今年度中に改修工事を完了する予定であり、サインについても、改修工事完了後に、見やすいものに改める予定にしている。

(6) 次回期日

平成21年5月21日(木)午後3時から午後5時30分まで(大会議室)

(7) 次回のテーマ

「DV事件の処理の現状と課題」

以上